

重要：必ずお読みください

住居確保給付金の支給が決定された方へ

1. お振込みの時期・名義等について

- (1) 毎月27日前後に新宿区から「入居住宅に関する状況通知書」に記入いただいた口座へ振り込みます。
- (2) 振込名義は「シンジュククジュウキョカクホキュウフキン」又は「シンジュククカイケイカンリシャ」となります。
- (3) 初回については、すべての書類が整った日の属する月の翌月末に、申請月に支払うべき家賃相当分と、翌月に支払うべき家賃相当分が振り込まれます。予めご了承ください。
(例：5月に申請→5月にすべての書類が整う→5月に支払うべき家賃相当分と、6月に支払うべき家賃相当分を6月27日に振込み。7月に支払うべき家賃相当分は7月27日に振込み。)

2. 支給決定後の手続き

- (1) 支給決定通知書の写しを不動産媒介業者等へ提出してください。
※その際に、支給額と実家賃との差額は、自ら支払うことをお伝えください。
- (2) 求職活動及び就労収入の状況報告書を生活支援相談窓口へ提出してください。
支給決定通知書に求職活動及び就労収入の状況報告書を3枚同封しています。必ず期限内までに生活支援相談窓口へ提出してください（FAX・郵送・持参可）。1回目の提出期限は、支給決定日から1か月以内です。以後は、毎月10日までに前月の求職活動及び就労収入の報告として提出してください。
なお、この求職活動及び就労収入の状況報告書による報告は、新型コロナウイルス感染症に対する特例としての当面の取り扱いであり、今後変更となる見込みです。

(例) 4月に申請し、令和2年5月15日付け支給決定で、4～6月に支払うべき家賃(5～7月相当家賃分)が支給される場合

- ・ 1回目報告 6月14日まで (5月分求職活動及び就労収入の状況報告)
- ・ 2回目報告 7月10日まで (6月分求職活動及び就労収入の状況報告)
- ・ 3回目報告 8月10日まで (7月分求職活動及び就労収入の状況報告)

(3) 職業相談確認票（参考様式6）を生活支援相談窓口へ提出してください。

支給決定通知書に職業相談確認票（参考様式6）を3枚同封しています。必ず期限までに生活支援相談窓口へ提出してください（FAX・郵送・持参可）。1回目の提出期限は、支給決定日から1か月以内です。以後は、毎月10日までに前月の職業相談の報告として提出してください。

（例）4月に申請し、令和2年5月15日付け支給決定で、4～6月に支払うべき家賃（5～7月相当家賃分）が支給される場合

- ・1回目報告 6月14日まで（5月分職業相談確認票（参考様式6））
- ・2回目報告 7月10日まで（6月分職業相談確認票（参考様式6））
- ・3回目報告 8月10日まで（7月分職業相談確認票（参考様式6））

この職業相談確認票（参考様式6）は、毎月2回以上、担当公共職業安定所の職業相談等を受け、担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに担当公共職業安定所確認印を受けたものを提出してください。

なお、今般の緊急事態宣言の発令に伴い、ハローワーク新宿では新型コロナウイルス感染症への感染不安から来所を希望しない場合は、電話による職業相談等も可能です。

その場合は、下欄をご参照のうえ、職業相談確認票（参考様式6）の（2）欄に、ご本人が記入したものを提出してください。

- ・「相談日欄」 … 電話相談した日にち
- ・「ハローワーク等確認印欄」 … 電話相談したハローワーク名等
- ・「担当者名欄」 … 電話相談した担当者（忘れずに名前を聞いて下さい。）
- ・「支援内容」 … 1～3該当する内容全てに○をつける
- ・「特記事項」 … 職業訓練の紹介や訓練担当窓口を紹介された場合、その旨をご記入ください

(4) 常用就職活動状況報告書（参考様式7）を生活支援相談窓口へ提出してください。

支給決定通知書に常用就職活動状況報告書（参考様式7）を3枚同封しています。毎週1回以上、求人先への応募・面接を行い、必ず期限までに生活支援相談窓口へ提出してください（FAX・郵送・持参可）。1回目の提出期限は、支給決定日から1か月以内です。以後は、毎月10日までに前月の常用就職活動の報告として提出してください。

なお、この常用就職活動状況報告書（参考様式7）に記入する応募・面接は、公共職業安定所における活動に限ったものではありません。求人情報誌や新聞折り込み広告等も活用し、該当部分を添付して報告することも可能です。

（例）4月に申請し、令和2年5月15日付け支給決定で、4～6月に支払うべき家賃（5～7月相当家賃分）が支給される場合

- ・1回目報告 6月14日まで（5月分常用就職活動状況報告書（参考様式7））
- ・2回目報告 7月10日まで（6月分常用就職活動状況報告書（参考様式7））
- ・3回目報告 8月10日まで（7月分常用就職活動状況報告書（参考様式7））

【提出書類の確認表】

提出書類及び申請者の状況	(2) 求職活動及び就労収入の状況報告書	(3) 職業相談確認票 (参考様式6)	(4) 常用就職活動状況報告書(参考様式7)
離職・廃業の方	必須	必須	必須
休業等の方	必須	任意(※)	任意(※)

※休業等の方も再々延長受給期間中(10~12か月目)は、必ず提出してください。

3. 支給額の変更

一部支給(家賃上限額に満たない支給)の方の場合、受給期間中に収入が減少した結果、全額支給の基準額(単身世帯の場合は84,000円、複数世帯の場合はリーフレット参照)を下回った場合は、支給額の変更申請が可能です。住居確保給付金変更支給申請書を収入が減少した月の15日までに提出してください。

(例)5月に申請し、令和2年6月10日付け支給決定で一部支給となったが、6月の収入が全額支給の基準額を下回る場合は、至急生活支援相談窓口までご連絡ください(FAX・郵送・来所可)。その後、住居確保給付金変更支給申請書に収入が確認できる書類の写し(変更申請月分)を添えて6月15日までに変更申請してください。

添付書類⇒収入減少の場合は、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し(変更申請月分)(申請時と同様)

4. 支給期間の延長

支給期間は原則3か月です。収入基準額を超えない場合は、申請により3か月ごとに最長9か月まで(令和2年度中に新規申請した方に限り一定の要件を満たす場合は最長12か月まで)延長することができます。ただし、毎月の求職活動及び就労収入の状況報告書を提出しなかった場合は対象外です。

支給期間の延長を希望する場合は、支給期間の最終の月の末日までに住居確保給付金支給申請書(期間(再/再々)延長)を提出してください。簡略化版による延長申請も可能です。

(例)4月に申請し、令和2年5月15日付け支給決定で、4~6月に支払うべき家賃(5~7月相当家賃分)が支給される場合は、6月末日までに延長申請してください。

添付書類⇒申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の残額が確認できる通帳等の写し、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し（延長申請月の収入）（申請時と同様）

※なお、簡略化版による延長申請の場合は、上記添付書類は不要です。ただし、毎月の求職活動及び就労収入の状況報告書の提出は必要です。

5. 支給の中止

常用就職された場合（期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6か月以上の労働契約による就職）、または収入を得る機会の増加により収入基準額を超えた場合は、収入を得られた月の支給から中止します。すみやかに**常用就職届**を提出してください。

その他、求職活動及び就労収入の状況報告書等の提出書類の不提出、住宅の退去、虚偽の申請等の場合、支給の中止や返還を求める場合があります。

添付書類⇒収入見込額が確認できる書類（雇用契約書の写し、最初の給与明細等）

【提出先・問い合わせ先】

【生活支援相談窓口】

（住所）〒160-0022 新宿区新宿五丁目18番21号

（区役所第2分庁舎1階）

（電話番号）03-5273-3853

（F A X）03-3209-0278

※以下の様式は、新宿区ホームページからダウンロードできます。

求職活動及び就労収入の状況報告書

職業相談確認票（参考様式6）

常用就職活動状況報告書（参考様式7）

住居確保給付金変更支給申請書

住居確保給付金支給申請書（期間（再/再々）延長）

住居確保給付金支給申請書（期間（再/再々）延長：簡略化版）

常用就職届